

## 609 神戸医療未来大学

### リポジトリ管理運営に係る細則

#### (目的)

第1条 この細則は、神戸医療未来大学（以下「本学」という。）で設置する機関リポジトリの管理運営について定める。

#### (設置)

第2条 本学における教育研究活動等の成果物を電子化した資料（以下「学術電子資料」という。）を収集、蓄積、保存して、ネットワークを通じて学内外に公開するために、本学図書・情報センターに機関リポジトリを設置し、神戸医療未来大学リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。）と称する。

#### (責任者)

第3条 本学リポジトリの管理運営を行うため、管理責任者を置き、図書・情報センター長をもって充てる。

#### (運営会議)

第4条 本学リポジトリの管理運営に関する事項は、図書・情報センター委員会で審議、決定する。

#### (登録資格等)

第5条 本学リポジトリに学術電子資料を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の者とする。

- (1) 本学に在籍又は在籍した役員及び教職員
- (2) その他管理責任者が適当と認める者

#### (登録できる学術電子資料)

第6条 次に掲げるコンテンツを本学リポジトリに登録することができる。

- (1) 本学における教育研究活動の成果
  - ア 紀要（学内の紀要に掲載の共同、個人論文等）
  - イ 学術雑誌掲載論文
  - ウ 研究報告書（ワーキングペーパー、科学研究費補助金成果報告書、学会発表資料等）
  - エ 会議資料（発表資料、会議議事録等）

オ 教材（授業のために作成されたもの等）

カ 図書（全部又は一部）

キ その他管理責任者が認めるもの

(2) 本学の管理運営等に関する資料

ア 報告書（評価委員会、調査委員会などの報告書）

イ 沿革資料（本学に関する団体を含む）

ウ 広報資料（ちらしなども含む）

エ 本学が所蔵する貴重資料など

オ その他管理責任者が認めるもの

（登録の要件）

第7条 本学リポジトリに登録することができるコンテンツは、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 蓄積、保存、公開等の際し、次に掲げる全ての要件をみたすものであること。

ア 法令及び本学の諸規程に定める規則に反していないこと。

イ 法令上又は社会通念上、次に掲げる問題が生じないものであること。

- ・ 名誉、プライバシー等の人権侵害に関する事項
- ・ 情報セキュリティに関する事項
- ・ 守秘義務に関する事項

(2) ネットワークを通じて配信が可能であること。

(3) 無償であること。

（登録手続）

第8条 本学リポジトリに学術電子資料の登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、所定の登録申請を、管理責任者に提出するものとする。

2 コンテンツの登録については、管理責任者に登録を委任することができる。

3 管理責任者の指示により図書・情報センターが登録を代行することができる。

（利用方法）

第9条 管理責任者は、登録を許可した学術電子資料を次に掲げる方法により利用する。

(1) 学術電子資料を複製し書誌情報を付与のうえ、管理サーバに登録する。

(2) 前号の複製物及び書誌情報を、ネットワークを通じて無償で公開する。

(3) 安定的かつ円滑な利用環境の保持とセキュリティーの確保を図るため、複製及び媒体の変換を行い、バックアップファイルを作成する。

(著作権にかかる利用許諾)

第10条 登録申請者は、登録を希望する学術電子資料について、登録申請者にのみ帰属している場合は、登録申請者は、第9条に定める利用を無償で許諾する。

2 登録申請者は、登録を希望する学術電子資料の著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者に対し、第9条に定める利用方法について、無償で許諾することの同意を得なければならない。ただし、自ら許諾を得ることが困難な事情がある場合には、管理責任者に助言を受けることができる。

(著作権法遵守の周知)

第11条 管理責任者は、利用者が私的利用のために行うダウンロード・複製・引用などは著作権法で定める権限制限の範囲内で利用を行うよう、著作権法遵守の周知に努める。

(著作権の帰属)

第12条 学術電子資料の登録により、原著作権に影響が及ぶものではない。ただし、本学リポジトリとして形成された書誌情報の著作権は、本学に帰属する。

(学術電子資料の変更又は削除)

第13条 管理責任者は、次のいずれかに該当するときは、登録された学術電子資料を変更又は削除することができる。

(1) 登録申請者から、学術電子資料の変更又は削除の申請があったとき

(2) 図書委員会において削除することが適当である学術電子資料であると判断したとき

(免責事項)

第14条 登録された学術電子資料の内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

2 本学は、登録された学術電子資料を利用することによって生じた利用者のいかなる損害、不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、本学リポジトリの運用に関する必要な事項は、

必要に応じて別に定めるものとする。

(改廃)

第 16 条 この細則の改廃は、教授会の意見を聴き学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。